

# 東かがわ市空き家リフォーム事業補助金

空き家の活用を通じて、本市への移住・定住促進と地域経済活性化を目的に、  
空き家バンク登録物件のリフォーム工事に対して、補助金を交付します。

対象リフォームをお考えの方は、必ず**事前申請**してください。

## ▼申請できる方

市税を滞納していない下記のいずれかに該当する個人、法人事業者  
または個人事業主

- 空き家バンクに登録された空き家の所有者
- 空き家バンクに登録された空き家を購入または賃借した利用者

## ▼対象となる物件

- 空き家バンク「かがわ住まいネット」登録住宅  
\*登録された住宅は補助金交付後3年以上空き家バンクに登録可能なもの  
\*購入若しくは賃借された住宅は3年以上居住または利用するもの
- 耐震性が確保されていること
- 建築基準法の規定に基づく重大な違反がないこと
- 過去に補助金の交付を受けていないこと

## ▼補助内容

事業者が実施する30万円以上の工事で下記に該当しない工事費

- 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事
- 美掃、庭木の剪定及び除草等

## ▼補助金額

補助対象事業費の2分の1

- 市内業者施工の場合 上限100万円
- 市外業者施工の場合 上限90万円

## ▼その他

- 事業は交付決定後に工事を開始し、申請年度2月末日までに実績報告の提出が可能であること
- 本補助金の交付は対象住宅及び申請者に対して1回限りです。

## 事業の流れ

業者見積

事前協議

申請書の提出

審査・交付決定

工事着手・実施

実績報告の提出

現地確認・審査

補助金交付



**リフォームについては、必ず交付決定後に着手してください。  
着手後の事後申請は受付できませんのでご注意ください。**

申請書類、対象となるリフォーム工事などについては、事前に市役所までお問い合わせください。

お問合せ先

東かがわ市 都市整備課

電話番号：0879-26-1304